

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	地方税(国民健康保険税)の賦課、または調査、保険給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

妙高市は、地方税(国民健康保険税)の賦課、または調査、保険給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

妙高市長

公表日

令和6年1月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税(国民健康保険税)の賦課、または調査、保険給付の支給に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤給付一時差止めに関する事務 ⑥保険税の賦課に関する事務 ⑦公金受取口座を活用した給付・還付に関する事務</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、国民健康保険に関する事務において情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>オンライン資格確認等システムの稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)を取り扱う。</p>
③システムの名称	国民健康保険資格システム、国民健康保険賦課システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
個人資格ファイル、所得資産ファイル、賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>〈国民健康保険関係事務〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条 <p>〈オンライン資格確認の準備業務〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>〈選択肢〉 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>〈国民健康保険関係事務〉 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 第1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 第27,42,43,44,45の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第7号、第45号</p> <p>〈オンライン資格確認の準備業務〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課
②所属長の役職名	健康保険課長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	妙高市 総務課 新潟県妙高市栄町5-1 0255-72-5111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	妙高市 総務課 新潟県妙高市栄町5-1 0255-72-5111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 5. ②所属長	健康保険課長 見波 淑江	健康保険課長	事後	様式変更のため
令和1年6月28日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月11日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更該当しない
令和1年6月28日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月11日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更該当しない
令和1年6月28日	IV リスク対策		新規追加	事後	様式変更のため
令和2年12月10日	I 1. ②事務の概要	<p>市町村国民健康保険では、被保険者における疾病、負傷、出産、死亡を保険事故とし、これらに関する給付を行う。また、これらの給付に要する費用について、補助金等を控除したのち、被保険者に対し所得をはじめとする支払い能力に応じて保険税を賦課している。</p> <p>これらの業務に付随する下記事務に関し、特定個人情報ファイルを使用している。</p> <p>①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に関する事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤給付一時差止めに関する事務 ⑥保険税の賦課に関する事務</p>	<p>地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に関する事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤給付一時差止めに関する事務 ⑥保険税の賦課に関する事務</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、国民健康保険に関する事務において情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>オンライン資格確認等システムの稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)を取り扱う。</p>	事後	
令和2年12月10日	I 1. ③システムの名称	国民健康保険資格システム、国民健康保険賦課システム、統合宛名システム、中間サーバー	国民健康保険資格システム、国民健康保険賦課システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバー等	事後	
令和2年12月10日	I 3. 法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条</p>	<p>〈国民健康保険関係事務〉</p> <p>・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項</p> <p>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条</p> <p>〈オンライン資格確認の準備業務〉</p> <p>・番号法第9条第1項 別表第一の30の項</p> <p>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条</p> <p>・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	事後	
令和2年12月10日	I 4. ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠): 第1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120の項</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠): 第27,42,43,44,45の項</p>	<p>〈国民健康保険関係事務〉</p> <p>番号法第19条第7号 別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠): 第1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120の項</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠): 第27,42,43,44,45の項</p> <p>〈オンライン資格確認の準備業務〉</p> <p>・番号法附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	事後	
令和2年12月10日	IV 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		十分である	事後	
令和2年12月10日	IV 5. 特定個人情報の提供・移転		十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	I 1. ②事務の概要	<p>地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務</p> <p>③保険給付の支給に関する事務</p> <p>④一部負担金に係る措置に関する事務</p> <p>⑤給付一時差止めに関する事務</p> <p>⑥保険税の賦課に関する事務</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、国民健康保険に関する事務において情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>オンライン資格確認等システムの稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)を取り扱う。</p>	<p>地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務</p> <p>③保険給付の支給に関する事務</p> <p>④一部負担金に係る措置に関する事務</p> <p>⑤給付一時差止めに関する事務</p> <p>⑥保険税の賦課に関する事務</p> <p>⑦公金受取口座を活用した給付・還付に関する事務</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、国民健康保険に関する事務において情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>オンライン資格確認等システムの稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号</p>	事後	公金受取口座情報を利用するための修正
令和6年1月4日	I 4. ②法令上の根拠	<p>〈国民健康保険関係事務〉 番号法第19条第7号 別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠):第1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120の項</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠):第27,42,43,44,45の項</p> <p>〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	<p>〈国民健康保険関係事務〉 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 第1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120の項</p> <p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 第27,42,43,44,45の項</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第7号、第45号</p> <p>〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	事後	公金受取口座情報を利用するための修正